

※市役所処理欄

令和 年度分 市民税 申告書
県民税 (家屋敷課税用)

※ 整理 番号		窓口 ・ 郵便	受 付 者		確 認 者	
---------------	--	---------------	-------------	--	-------------	--

野々市市長 宛	現 住 所					業種又は 職業			
	本 年 1 月 1 日 現 在 の 住 所					電話番号			
	提出年月日	個 人 番 号					生 年 月 日	世帯主の氏名	世帯主との 続柄
年	月	日	フリガナ			明・大			
			氏 名			印		昭・平・令	

種 類	事務所 ・ 事業所 ・ 家屋敷 (該当するものを○印で囲んでください)	
物 件 所 在 地	野々市市	
家 屋 敷 等 の 利用状況について		
前 年 中 の 所 得 金 額	円 確定申告書の控えや源泉徴収票などの写しを 添付してください。	
本 人 該 当	障害者 ・ 寡婦 ・ ひとり親 ・ 未成年者 (該当する方は○印で囲んでください)	
扶 養 家 族	配偶者 有 ・ 無 その他 人	(扶養家族の氏名をご記入ください)

留意事項

- (1) 1月1日現在、野々市市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所・事業所・家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が野々市市で課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を記入のうえ、野々市市役所税務課へご提出ください（郵送可）。
- (2) 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。）
- (3) 家屋敷とは、自己又は家族住居の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。（例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅（実家）などがこれに該当します。）